

「民泊サービス」について【見解】

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会

政府は、2015年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「小規模宿泊業のための規制緩和」のひとつとして「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。」という規制改革の内容を示し、同年11月から厚生労働省、観光庁が中心となって「民泊サービス」のあり方に関する検討会を開催し、検討を重ねています。

サービス連合では、「民泊サービス」について旅館業法を適用除外することや国民の理解・コンセンサスが得られない中で、拙速に導入することに対する懸念を、全日本交通運輸産業労働組合協議会（交運労協）をつうじて意見表明し、関係省庁に対して要請行動などを行ってきました。

内閣府の規制改革会議から「できる限り早期に成案を取りまとめることが必要であり、関係省庁における検討をスピードアップすべきである。」との「民泊サービスの推進に関する意見」が示され、規制改革実施計画に定められたスケジュールに捉われず、検討のスピードを上げ早期に結論を得るようにとの考えが出されています。

そこで、サービス連合として改めて「民泊サービス」について考え方を示すこととします。

「民泊サービス」に対する旅館業法を適用除外すれば、帳場（フロント）もないため身元が確認できない利用者が部屋を使用することになり、公衆衛生、感染症、火災、テロへの危機管理、近隣住民の日常生活への影響などへの対応がおろそかになることが危惧されます。このことは、産業の社会的公平さを欠き、サービス・ツーリズム産業の健全な発展や観光立国のあるべき姿に逆行するものです。利用者が安全に安心して利用することはもとより、国民の理解、ならびに国際社会の一員としての責務を果たすことが求められています。

加えて「民泊サービスの仲介業者」については、利用者の安全性を確保する観点から旅行業法の適用を求めています。ただ単に空き部屋を紹介するだけではなく、仲介業者としての責任を求めています。

したがって、利用者ならびに国民の生命、財産及び安全が担保され、ならびに治安が守られることを確保するためにも「民泊サービス」に対して旅館業法ならびに旅行業法を適用することを強く求めています。

観光立国を推進する観点や中長期の視点など様々な角度から慎重に対応するとともに、国民の理解・コンセンサスが得られない中で拙速に導入することのないよう十分な検討をすることが重要であると考えます。

以 上



サービス・ツーリズム産業労働組合連合会(サービス連合)

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

Tel:03-5919-3261 Fax:03-5919-3264 URL:<http://net-stu.com>